

大田区立出雲小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和 3 年条例第 18 号）第 12 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）並びに「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 9 月 24 日 大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「大田区立出雲小学校 いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

第 1 学校基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、安心・安全な学校づくりや児童の尊厳を保持する目的の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会、その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するため、基本的方針を定める。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会、その他の関係機関と連携し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組んでいく。

1 いじめを許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

本校の教職員は、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、いじめの防止についての支援協力を依頼する。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する。

いじめられた児童を守り、いじめについて考え行動できる児童を支える

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようするため、学校、家庭、地域社会、その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。児童の取組を支える本校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」

などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的

学校が一丸となって取り組む

本校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する 鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

本校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関には、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終改定平成 29 年3月 14 日）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成 26 年7月 10 日東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（兵営 26 年 9 月 24 日大田区教育委員会決定 令和 3 年 4 月 1 日改正）により、「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

(1) 学校は、いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置し、あらゆるいじめに対して、迅速かつ組織的に対応する。

構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー等である。必要に応じて、学年主任、担任、教科担当教員、特別支援教育コーディネーター等も必要に応じて委員会に加わる。週 1 回の生活指導夕会で情報共有したことも踏まえ、定期的に実施する。

(2) 学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、組織の存在及び活動を周知させるとともに、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。

(3) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、保護者、大田区、教育委員会、地域、その他の関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

(1) 未然防止

① 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

学校や学級が、子どもにとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子どもが活躍できる場や機会を意図的に設定する。

いじめやいじめ防止に関する授業を年3回以上実施する。困難なことにも対処できる指導を展開する。不安や悩みを感じたとき、子どもたちの話に傾聴し、気持ちを受け止めたうえで、できるだけ早く相談したり、ストレス等に対

処したりすることができるよう、発達段階ごとに適切に指導する。

② 教職員の意識向上と組織対応の徹底

いじめ防止教育プログラム学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。さらに、年間3回以上の校内研修等OJTの充実等を通じて教職員の対応力の向上を図る。

PDCA サイクルによる取組評価と次年度に向けた「学校基本方針」を改訂する。

③ いじめを許さない指導の充実

いじめが許されなうことを啓発する学校環境づくりやいじめ防止含めた人権啓発防止活動を推進する。

④ 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

毎年、児童主体で開催する「いじめ防止集会」を通して、いじめ問題を考え、議論する取組を推進する。

児童が主体的に考えた「いじめ防止10か条」を継続して啓発する活動を推進する。

「SNS 東京ルール」に基づく「出雲小ルール」や「家庭ルール」づくりを推進するとともに、インターネットによるいじめを防止するための啓発活動を行う。

⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

個人面談や三者面談、家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- ・生活指導夕会での小さな変化の見取りと学校いじめ対策委員会によるいじめの認知の徹底

② 子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知

担任等が日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。

③ すべての教職員による子どもの状況把握

全教職員等の週番による校内巡回等による計画的な観察

一人一人の教職員による気付きを大切に、生活指導夕会で共通理解する仕組みの定着化

④ 子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築

スクールカウンセラーによる全員面接の実施

保健室や相談室の利用等、児童・生徒がいじめを訴えやすい学校体制の整備

定期的な「いじめ発見のためにアンケート」の実施、分析、共有、対応と改善

⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情動的教や通報

保護者相談、個人面談、三者面談等の実施

児童・生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

PTA、地域教育連絡協議会委員、学校地域支援本部（スクールサポート）、児童館や子ども家庭支援センター、警察署等の関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。など

(3) 早期対応

① 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織で組織的に対応する。

② いじめられた子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

いじめられた児童の状況を複数の教職員できめ細かく把握し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

子どもの心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

③ いじめをした子どもの行為の重大性の程度に応じた指導

教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめをした児童を指導する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

いじめをした子どもの行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、知らせる勇気を持つよう指導する。

④ 重大事故につながらないようにするための対応

単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童については、引き続き様子を注意深く観察する。

いじめを解決するために、保護者への支援・助言を行う。また、学校だよりや保護者会の開催等を活用して、保護者と情報を共有する。

関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応に資するため、児童に対する情報モラル教育の充実及び児童、保護者に対する啓発活動を定期的に行う。

⑤ 所管教育委員会への報告及び支援

どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求める。

(4) 重大事態への対処

年1回以上は、全教職員に「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。

- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会に事態発生について報告する。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査(再調査)に協力する。